

第1001回教育委員会

平成26年10月9日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 平成27年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況(9月末現在)

(高校教育課)

(2) 平成27年度震災による福島県等からの本県県立高等学校への受検に係る実施要項について

(高校教育課)

5 議 題

議第1号 博物館に相当する施設の指定について (文化財・生涯学習課)

議第2号 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について (総務課教職員室)

議第3号 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について (総務課教職員室)

議第4号 平成28年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について (高校教育課)

議第5号 平成27年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について

(高校教育課/義務教育課特別支援教育室)

6 閉 会

平成27年3月高等学校卒業者の就職内定状況（9月末現在）

	希望者数（人）			内定者数（人）			内定率（％）			未内定者数（人）		
	県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計
本年	2,521	736	3,257	1,161	386	1,547	46.1	52.4	47.5	1,360	350	1,710
公立	1,681	542	2,223	838	293	1,131	49.9	54.1	50.9	843	249	1,092
私立	840	194	1,034	323	93	416	38.5	47.9	40.2	517	101	618
村山	1,210	160	1,370	521	59	580	43.1	36.9	42.3	689	101	790
最上	154	77	231	69	38	107	44.8	49.4	46.3	85	39	124
置賜	484	147	631	265	88	353	54.8	59.9	55.9	219	59	278
庄内	673	352	1,025	306	201	507	45.5	57.1	49.5	367	151	518
前年	2,528	788	3,316	953	412	1,365	37.7	52.3	41.2	1,575	376	1,951
対前年比	▲ 7	▲ 52	▲ 59	208	▲ 26	182	8.4	0.1	6.3	▲ 215	▲ 26	▲ 241
県内地区												

* 本調査には、縁故・自営・公務員を含んでいる。内定率の増減はポイント数である。

平成27年度

震災による福島県等からの本県県立高等学校への受検に係る実施要項の概要

1 目的

- (1) 震災の影響により本県小学校に転学し、中学校に入学、あるいは中学校に転学し、平成27年度の本県県立高等学校を受検しようとする生徒の円滑かつ公正な受検に資する。
- (2) 原発事故等の影響により、福島県を中心に、本県県立高等学校へ受検しようとする生徒の増加が見込まれることから、他県から受検を希望する中学生及び本県中学生が安心して受検できる入学者選抜制度に資する。

2 本実施要項において対象となる生徒

本県または本県以外の中学校を卒業見込みの者で、

- (1) 震災で罹災した者
- (2) 福島第一原子力発電所の20キロ圏内に居住しており避難した者
- (3) 放射線の影響により避難をした者

3 定員等

- (1) 震災の影響による受検生が受検する学校は、あらかじめ1学級あたりの上限を45名以内に定め、合格者を認定できるものとする。
- (2) 推薦入学者選抜
 - ① 平成27年3月に本県中学校を卒業見込みの生徒は、推薦入学者選抜の受検資格がある。
 - ② 震災の影響により受検生が増加した場合は、学校で定める推薦選抜の募集人員より合格内定者を多く認定することができる。
- (3) 一般入学者選抜
 - ① 震災の影響による受検者の合否の判断は、一般受検及び県外からの志願の規定により判断する。
 - ② 合格者の認定は、入学定員(40名)を超えて本県受検生の合格者が出ないようにすること。

4 震災による他県からの受検生の認定について

	受 検 生	推薦 入学	一般 入学	住民票 の異動	保護者との 同居	備 考
ア	本県中学校を卒業見込み	可	可	求めない	求めない (弾力的対応)	在籍中学校の住所を仮住所とみなす
イ	本県以外の中学校を卒業見込み	不可	可	合格後 求める	求める (弾力的対応)	「学区外志願」に準ずる

※ いずれも本県の学区制による

平成27年度

震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項

1 目的

- (1) 震災の影響により山形県（以下、「本県」という）内の小学校に転学し中学校に入学、あるいは本県中学校に転学し、平成27年度の本県立高等学校を受検しようとする生徒に対応し、円滑かつ公正な受検に資する。
- (2) 原発事故等の影響により、福島県を中心に、本県立高等学校へ受検しようとする生徒の増加が見込まれることから、他県から受検を希望する中学生及び本県中学生が安心して受検できる入学者選抜制度に資する。

2 本実施要項において対象となる生徒

本県または本県以外の中学校を卒業見込みの者で以下の項目のいずれかに該当する者とする。

- (1) 震災で罹災した者、または罹災地域に居住しており、地域環境の悪化等により通常の生活を営めず避難に及んだ者
- (2) 福島第一原子力発電所の20キロ圏内に居住しており避難に及んだ者または、その付近に居住しており、原発事故による放射線の影響のため地域環境が悪化し、避難を余儀なくされた者
- (3) 福島県内の居住地から、放射線の影響により避難をした者

3 定員等

(1) 平成27年度入学者選抜において、震災等の影響による定員の変更はないが、他県からの受検生の増加に対し、以下の配慮を行う。

- ① 震災の影響による受検生が受検する学校にあっては、あらかじめ1学級あたりの上限を45名以内に定め、合格者を認定できるものとする。
- ② 公立高等学校長は中学校長に対して、受検生が震災の影響による他県からの転校生であるか確認を求められることができる。

中学校長は、自校の震災等の影響による転校生が本県立高等学校に志願する場合には、その生徒についての証明を別紙により志願先高等学校長あて提出する。

(2) 志願の制限

① 住民登録

ア 本県立高等学校を受検しようとする者は、入学までに、本県に住民登録を行うものとする。

イ 本県の中学校を卒業見込みの者については、本県内への住民登録を条件としない。この場合、在籍中学校の所在地を受検生の現住所とみなし、本県の学区制に従い受検できるものとする。

② 学区外志願の認定については以下のとおりとする。

ア 本県外からの志願を許可する基準は「一家転住等」である。

イ 震災の影響の場合であっても、保護者と同居をしない転住（本人のみの転居等）については許可しない。ただし、保護者の認定については弾力的に対応するものとする。

③ 区域外就学により県内の中学校を卒業見込みの者が本県外公立高等学校に入学志願する場合も、「山形県立高等学校に志願しない旨の証明願」

(別記様式第5号B)を本県教育委員会教育長に2部提出すること。

(3) 推薦入学者選抜

- ① 平成27年3月に本県中学校を卒業見込みの生徒については、推薦入学者選抜の受検資格があるものとし、本県への住民登録を条件としない。
- ② 震災の影響により受検生が増加した場合は、学校で定める推薦による選抜の募集人員より合格内定者を多く認定することができる。

(4) 一般入学者選抜

- ① 震災の影響による受検者の合否の判断については、一般受検及び本県外からの志願の規定により判断する。
- ② 合格者の認定に当たっては、入学定員を超えて本県受検生の合格者が出ないようにすること。

4 配慮事項

- (1) 入学定員の上限については、3の(1)①により県立高等学校長が判断できるものとするが、合格発表に先立って上限を公にすることはしない。
- (2) 震災による受検生の調査書については、その扱いについて配慮する。
- (3) 面接における質問の内容について配慮する。

5 その他

- (1) 各県立高等学校長は、震災の影響による他県からの受検生の出願及び合格(内定)状況を、高校教育課長に報告しなければならない。
- (2) 当実施要項は、平成27年度入選に対応したものであり、平成28年度以降の入学者選抜に当たっては、避難者の推移等を参考のうえ別途対応する。

議第 1 号

博物館に相当する施設の指定について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 29 条に規定する博物館に相当する施設として次の施設を指定する。

施設名	所在地	設置者
山形市野草園	山形市神尾 832 番地の 3	山形市

提 案 理 由

博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号）第 19 条の規定による博物館法第 29 条に規定する博物館に相当する施設の指定の申請があり、審査の結果、適当と認められるので、博物館に相当する施設として指定するため提案するものである。

平成 26 年 10 月 9 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

博物館に相当する施設に指定しようとする施設について

施設名	山形市野草園
所在地	山形市神尾 832 番地の 3
設立年月日	平成 5 年 4 月 18 日
設置者	山形市 *管理運営 (一財) 山形市都市振興公社 設立当初 (H5) ~H17: 管理委託 H18 年度~: 指定管理
設置目的	蔵王山系を中心とした野草及び樹木等の観察、自然探勝その他の体験学習的機能を有する施設の設置、(中略)、もって自然を育む心の涵養と余暇活動の充実に資することを目的とする。 〔山形市野草園条例より〕
事業内容等	平成 26 年度 ○常設展示 山野草 約 1,200 種 (ミズバショウ、クマガイソウ等) 昆虫標本 約 300 種 (オニヤンマ、カラスアゲハ等) ミズバショウ (プラスチック封入) 1 台 木材標本 20 種、わら細工 (十二支) 12 種 展示パネル 21 枚、立体地図模型 1 台 ○企画展示 「野草園写真展」「春の山野草展」「東北南三県ボタニカルアート作品展」「きのこ写真展」「第 21 回写真コンテスト入賞作品写真展」 ○観察会 「ガイドウォーキング」「早朝バードウォッチング」「四季観察会」「ホテル観察会」「星空を見る会」 ○体験教室 「ミニ S L 運行」「乗馬体験」「工作体験」「山野草の育て方教室」「ガーデニング教室」「そば打ち体験」「親子そば打ち体験」「オキナグサ講習会」「ラベンダースティック作り」「木工工作教室」「プリザーブドフラワー教室」「ボタニカルアート教室」「ハーブリース作り」「草木染め」「桜オリエンテーリング」「紅葉オリエンテーリング」 ○コンテスト 「野草園の魅力を探る第 21 回写真コンテスト」 ほか ○学芸員 1 名 (資格取得予定者 H26: 1 名 H27: 1 名) ○開館日数 231 日

博物館法 (昭和二十六年十二月一日法律第二百八十五号)

最終改正：平成二六年六月四日法律第五一号 (未施行) (現行法：平成二三年一二月一四日法律第一二二号)

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

(所管)

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十七条 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

博物館法施行規則 (昭和三十年十月四日文部省令第二十四号)

最終改正：平成二四年六月二九日文部科学省令第二四号

第四章 博物館に相当する施設の指定

(申請の手続)

第十九条 法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書（別記第九号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。）が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県立の施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ提出しなければならない。

- 一 当該施設の有する資料の目録
- 二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面
- 三 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類
- 四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類

(指定要件の審査)

第二十条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
- 二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
- 三 学芸員に相当する職員がいること。
- 四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
- 五 一年を通じて百日以上開館すること。

2 前項に規定する指定の審査に当つては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。

議第 2 号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

同	寒河江高等学校	普通 農業	果樹園芸	200 募集停止					
同	寒河江工業高等学 校	工業	機械	40					を
			電子機械	40					
			情報技術	40					
			土木	募集停止					
同	寒河江高等学校	普通		200					
同	寒河江工業高等学 校	工業	機械	40					に、
			電子機械	40					
			情報技術	40					
同	左沢高等学校	普通 総合		募集停止 120					を
同	左沢高等学校	総合		120					に、
同	新庄神室産業高等 学校	農業	生物生産	40					
			生物環境	40					
		工業	機械システム	募集停止					を
			電気システム	募集停止					
			機械電気	40					
			環境デザイン	40					
同	真室川高等学校	普通		40					

同	新庄神室産業高等学校	農 業	生物生産	40			
			生物環境	40			
		工 業	機械システム	募集停止			
			電気システム	募集停止			
			機械電気	40			
真室川校	普 通	環境デザイン	40				
			40				

に、

同	置賜農業高等学校	農 業	生物生産	40			
			園芸活用	募集停止			
			環境緑地	募集停止			
			園芸福祉	40			
			食料環境	40			
			農業	募集停止			

を

同	置賜農業高等学校	農 業	生物生産	40			
			園芸福祉	40			
			食料環境	40			

に、

同	長井工業高等学校	工 業	機械システム	40			
			電子システム	40			
			環境システム	募集停止			
			福祉情報	募集停止			
			福祉生産システム	40			
同	荒砥高等学校	普 通 総 合		募集停止 80			

を

同	長井工業高等学校	工 業	機械システム	40			
			電子システム	40			
			福祉生産システム	40			
同	荒砥高等学校	総 合		80			

に、

同	鶴岡工業高等学校	工業	機械システム	40	工業	工業技術	夜 40
			生産システム	40			
			電気電子システム	40			
			情報通信システム	40			
			建築システム	40			
			環境システム	40			

を

同	鶴岡工業高等学校	工業	機械システム	募集停止	工業	工業技術	夜 40
			生産システム	募集停止			
			電気電子システム	募集停止			
			情報通信システム	募集停止			
			建築システム	募集停止			
			環境システム	募集停止			
			機械	40			
			電気電子	40			
			情報通信	40			
			建築	40			
			環境化学	40			

に、

同	酒田光陵高等学校	普通		120			
		工業	電子機械	40			
			機械	40			
			エネルギー技術	40			
			環境技術	40			
		商業 情報	国際経営	120			
	40						
同	遊佐高等学校	普通		40			

を

同	酒田光陵高等学校	普通		120			
		工業	機械		40		
			電子機械		40		
			エネルギー技術		40		
			環境技術		40		
		商業	国際経営		募集停止		
			ビジネス流通		40		
ビジネス会計			40				
	情報		40				
同	遊佐高等学校	普通		募集停止			
		総合		40			

に改める。

別表第3中

同	小国高等学校	小国町立	白沼中学校	を
		同	叶水中学校	
		同	小国中学校	
		同	玉川中学校	
		同	小玉川中学校	
		同	北部中学校	

同	小国高等学校	小国町立	叶水中学校	に改める。
		同	小国中学校	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

提 案 理 由

平成27年度高等学校再編整備計画のうち、学科改編、入学定員の変更、真室川高等学校の校名変更及び、連携型中高一貫教育を行う中学校の変更を行うため提案するものである。

平成26年10月9日提出

山形県教育委員会
教育長 菅野 滋

山形県立高等学校管理運営規則新旧対照表

現

行

改正

案

～略

別表第1

高等学校の名称・課程及び入学定員

学校名	全日制の課程		定時制の課程	
	設置学科	入学定員	設置学科	入学定員
同 寒河江高等学校	普通 農業	200 募集停止		
同 寒河江工業高等学校	工業	40		
	電子機械	40		
	情報技術 土木	40 募集停止		

(略)

同 左沢高等学校	普通 総合	募集停止 120		
----------	----------	-------------	--	--

(略)

同 新庄神室産業高等学校	農業	40	生物生産	40
	工業	40	生物環境	40
		募集停止	機械シス テム	募集停止
	募集停止	電気シス テム	募集停止	
	40	機械電気	40	
	40	環境デザ イン	40	
同 真室川高等学校	普通	40		

(略)

同 置賜農業高等学校	農業	40	生物生産	
	募集停止	園芸活用	募集停止	
		環境緑地	募集停止	
	40	園芸福祉	40	
40	食料環境	40		
	農業	募集停止		

(略)

～略

別表第1

高等学校の名称・課程及び入学定員

学校名	全日制の課程		定時制の課程	
	設置学科	入学定員	設置学科	入学定員
同 寒河江高等学校	普通	200		
同 寒河江工業高等学校	工業	40		
	電子機械	40		
	情報技術	40		

(略)

(略)

同 左沢高等学校	総合	120		
----------	----	-----	--	--

(略)

同 新庄神室産業高等学校	農業	40	生物生産	40
	工業	40	生物環境	40
		募集停止	機械シス テム	募集停止
	募集停止	電気シス テム	募集停止	
	40	機械電気	40	
	40	環境デザ イン	40	
同 真室川校	普通	40		

(略)

同 置賜農業高等学校	農業	40	生物生産	
	募集停止	園芸福祉	40	
		食料環境	40	

(略)

現

行

改 正 案

同 長井工業高等学校	工業	機械システム	40			
		電子システム	40			
		環境システム	募集停止			
		福祉情報システム	募集停止			
		福祉生産システム	40			
同 荒砥高等学校	普通	募集停止				
	総合		80			

同 鶴岡工業高等学校	工業	機械システム	40	工業	工業技術	夜	40
		生産システム	40				
		電気システム	40				
		情報通信システム	40				
		建築システム	40				
		環境システム	40				
			40				
			40				

(略)

同 酒田光陵高等学校	普通	電子機械	120	工業	工業技術	夜	
		機械	40				
		エネルギー	40				
		エー技術	40				
		環境技術	40				
		国際経営	120				
			40				
			40				

同 長井工業高等学校	工業	機械システム	40		
		電子システム	40		
		福祉生産システム	40		
		総合	80		

同 鶴岡工業高等学校	工業	機械システム	募集停止	工業	工業技術	夜	40
		生産システム	募集停止				
		電気システム	募集停止				
		情報通信システム	募集停止				
		建築システム	募集停止				
		環境システム	募集停止				
			40				
			40				
			40				
			40				
	40						

(略)

同 酒田光陵高等学校	普通	機械	120	工業	工業技術	夜	
		電子機械	40				
		エネルギー	40				
		エー技術	40				
		環境技術	40				
		国際経営	募集停止				
		ビジネス	40				
		流通ビジネス	40				
		会計	40				
			募集停止				
	40						

情報 普通 総合

現

行

改 正 案

別表第3

高等学 校 名	中 学 校 名
山形県立新庄南高等学校	金山町立 金山中学校
同 小 国 高 等 学 校	小国町立 白沼中学校
	同 叶水中学校
	同 小国中学校
	同 玉川中学校
	同 小玉川中学校
同	同 北部中学校

別表第3

高等学 校 名	中 学 校 名
山形県立新庄南高等学校	金山町立 金山中学校
同 小 国 高 等 学 校	小国町立 叶水中学校
	同 小国中学校

議第 3 号

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
 特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和 41 年 4 月県教育委員会規則第 4 号）
 の一部を次のように改正する。

別表中

山形県立楯岡特別支援学校	小学部		6 年
	中学部		3 年
	高等部	普通科	3 年
	寒河江校 小学部		6 年

を

に改める。

山形県立楯岡特別支援学校	小学部		6 年
	中学部		3 年
	高等部	普通科	3 年
	寒河江校 小学部		6 年
	大江校 中学部		3 年
	高等部	普通科	3 年

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

山形県立楯岡特別支援学校大江校の新設にともない部及び修業年限を定めるため提案するものである。

平成 26 年 10 月 9 日

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

特別支援学校の管理運営に関する規則新旧対照表

現 行				改 正 案			
○特別支援学校の管理運営に関する規則 昭和41年4月1日山形県教育委員会規則第4号 別表				○特別支援学校の管理運営に関する規則 昭和41年4月1日山形県教育委員会規則第4号 別表			
—略—				—略—			
山形県立楯岡特別支援 学校 寒河江校	小学部		6年	山形県立楯岡特別支援 学校 寒河江校 大江校	小学部		6年
	中学部		3年		中学部		3年
	高等部	普通科	3年		高等部	普通科	3年
	小学部		6年		小学部		6年
—略—				—略—			

議第 4 号

平成 28 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について

平成 28 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針を別紙のとおり決定する。

提 案 理 由

平成 28 年度における山形県立高等学校入学者選抜に係る基本方針を定める必要があるため提案するものである。

平成 26 年 10 月 9 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

平成 28 年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針

平成 28 年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程の入学者選抜は、次の方針に基づいて行う。

- 1 入学者の募集は、県教育委員会の公告に基づき、各高等学校長が行う。
なお、教育長が特に必要と認める場合は、第 2 次募集を行うことができる。
- 2 入学志願は次の各号に定めるところによる。
 - (1) 入学志願は 1 人 1 校とし、在籍又は出身の中学校長を経由して行うものとする。
 - (2) 入学志願に係る通学区域は、「山形県立高等学校通学区域に関する規則」（昭和 24 年 3 月県教育委員会規則第 4 号）の定めるところによる。
 - (3) 2 校以上に同時に志願した者は、選抜の対象から除外する。
- 3 入学者の選抜は、各高等学校長が、それぞれ次の各号に定めるところにより行う一般入学者選抜、推薦入学者選抜及び連携型入学者選抜のうちいずれかの選抜方法により、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。
また、選抜は、中学校における学習等の諸活動の記録及び県教育委員会が実施する学力検査の成績等の資料に基づいて行うものとする。
 - (1) 一般入学者選抜は、次に定めるところにより行う。
 - ア 中学校長から送付された調査書及び学力検査の成績に基づき選抜する。ただし、体育科及び音楽科の選抜においては、適性検査を行い、その結果を選抜の資料として加えるものとする。
 - イ 調査書中の各教科の評定と学力検査の成績の比率は、高等学校長が定める。
 - ウ 選抜に当たっては、面接を行うものとし、高等学校長は、その結果を選抜の資料に加えることができる。
 - (2) 推薦入学者選抜は、専門学科と総合学科において、必要に応じて、次に定めるところにより行う。
 - ア 推薦入学者選抜は自己推薦によるものとする。この場合、学力検査を行わずに、自己推薦書、調査書及び面接に基づき選抜する。ただし、体育科及び音楽科の選抜においては、適性検査を行い、その結果を選抜の資料として加えるものとする。
 - イ 必要に応じて作文、実技検査及び当該高等学校作成の基礎学力検査を課し、これらの結果等を選抜の資料に加えることができる。
 - (3) 連携型入学者選抜は、中高一貫教育を行う連携型中学校から連携型高等学校への入学者の選抜に当たり、次に定めるところにより行う。
 - ア 学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接に基づき選抜する。
- 4 調査書を選抜の資料とする場合は、調査書中の「特別活動等の記録」及びその他の記録にも十分留意するものとする。
- 5 学力検査は、次の各号に定めるところにより行う。
 - (1) 学力検査は、平成 28 年 3 月 10 日（木）に同一問題で一斉に行う。
 - (2) 学力検査は、すべての学校・課程・学科において国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。
 - (3) 学力検査の問題は、中学校学習指導要領（平成 20 年文部科学省告示第 28 号）に基づいて出題する。
 - (4) 検査時間は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）それぞれ 50 分とする。
 - (5) 配点は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）それぞれ 100 点とする。ただし、高等学

校長が必要と認めるときは、特定教科の配点の比重を変更することができる。

- 6 高等学校長が必要と認め、自己申告等に関する書類が提出された場合は、これを選抜の資料として用いることができる。
- 7 合格者の発表は、平成 28 年 3 月 17 日（木）に受検番号によって行う。
- 8 国立諸学校を受験して合格した志願者については、在籍又は出身の中学校長は、志願先の高等学校長に対し、国立諸学校への入学の諾否を報告しなければならない。
- 9 その他入学者選抜の実施上必要な事項は、別に定める入学者選抜実施要項に示す。

付 記

- 1 高等学校専攻科の入学者選抜については、別に定める。
- 2 定時制の課程における成人の入学者選抜及び通信制の課程における入学者選考については、別に定める入学者選抜実施要項に示す。

議第 5 号

平成 27 年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入
学者募集について

平成 27 年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を別紙
のとおり募集する。

提 案 理 由

平成 27 年度における山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学
者の募集を行う必要があるため提案するものである。

平成 26 年 10 月 9 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

1 山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程

学 校 名	全日制の課程			定時制の課程		特 記
	設置学科	入学定員	設置学科	入学定員		
山形県立山形東高等学校	普通	240				
同 山形南高等学校	普通	240				
	理数	40				
同 山形西高等学校	普通	240				
同 山形北高等学校	普通	160				
	音楽	40				
同 山形工業高等学校	工業	80				
	機械システム	40				
	電子システム	40				
	情報システム	40				
	建築システム	40				
	環境システム	40				
同 山形中央高等学校	普通	200				
	体育	80				
同 霞城学園高等学校			普通		午前 40 午後 40 夜 40	
同 上山明新館高等学校	普通	200				
	農業	40				
	商業	40				
	食料生産	40				
	情報経営	40				
同 天童高等学校	総合	160				
同 山辺高等学校	家庭	40				
	食福	40				
	看護	40				
同 寒河江高等学校	普通	200				
同 寒河江工業高等学校	工業	40				
	機械	40				
	電子機械	40				
	情報技術	40				
同 谷地高等学校	普通	120				
同 左沢高等学校	総合	120				
同 楯岡高等学校	普通	200				
同 村山産業高等学校	農業	40				
	農業	40				
	工業	40				
	電子情報	40				
	商業	40				
	流通ビジネス	40				
同 北村山高等学校	総合	160				
同 新庄北高等学校	普通	200	普通		夜 40	
同 最上校	普通	40				
同 新庄南高等学校	普通	120				
	商業	40				
	総合ビジネス	40				
同 金山校	普通	40				
同 新庄神室産業高等学校	農業	40				
	生物生産	40				
	生物環境	40				
	工業	40				
	機械電気	40				
	環境デザイン	40				
同 真室川校	普通	40				

学 校 名	全 日 制 の 課 程			定 時 制 の 課 程		特 記
	設 置 学 科		入 学 定 員	設 置 学 科	入 学 定 員	
同 米沢興譲館高等学校	普通 理数		160 40			一般入学者選抜において、普通 科と理数科は、まとめて募集す る。
同 米沢東高等学校	普通		160			
同 米沢工業高等学校	工業	機 械 生 産 シ ス テ ム 電 気 意 匠 情 報 建 築 学 環 境 工 学	40 40 40 40 40	工 業 産 業 夜	40	全日制の課程において、機械科 と生産システム科、電気科と意匠 情報科、建築科と環境工学科は、 それぞれまとめて募集する。
同 米沢商業高等学校	商業	総 合 ビ ジ ネ ス 情 報 ビ ジ ネ ス	80 40			
同 置賜農業高等学校	農業	生 物 生 産 園 芸 福 祉 食 料 環 境	40 40 40			
同 南陽高等学校	普通		200			
同 高畠高等学校	総合		120			
同 長井高等学校	普通		200			
同 長井工業高等学校	工業	機 械 シ ス テ ム 電 子 シ ス テ ム 福 祉 生 産 シ ス テ ム	40 40 40			
同 荒砥高等学校	総合		80			
同 小国高等学校	普通		80			
同 鶴岡南高等学校	普通 理数		160 40			一般入学者選抜において、普通 科と理数科は、まとめて募集す る。
同 山 添 校	普通		40			
同 鶴岡北高等学校	普通		160			
同 鶴岡工業高等学校	工業	機 械 シ ス テ ム 電 気 電 子 情 報 通 信 建 築 学 環 境 化 学	40 40 40 40 40	工 業 工 業 技 術 夜	40	
同 鶴岡中央高等学校	普通 総合		120 160			
同 加茂水産高等学校	水産	海 洋 技 術 海 洋 資 源	40 40			
同 庄内農業高等学校	農業	生 物 生 産 園 芸 科 学 生 物 環 境	40 40 40			
同 庄内総合高等学校	総合		120			
同 酒田東高等学校	普通		200			
同 酒田西高等学校	普通		200	普 通	夜 40	
同 酒田光陵高等学校	普通 工業 商業 情報	機 械 電 子 機 械 エ ネ ル ギ ー 技 術 環 境 技 術 ビ ジ ネ ス 流 通 ビ ジ ネ ス 会 計	120 40 40 40 40 40 40			
同 遊佐高等学校	総合		40			

2 山形県立高等学校通信制の課程

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立 霞城学園高等学校	普 通	120
	服 飾	40
同 鶴岡南高等学校	普 通	80

3 山形県立特別支援学校の高等部

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立 山 形 盲 学 校	県下一円	普 通	若干名
		保健理療	若干名
同 山 形 聾 学 校	県下一円	普 通	若干名
同 山 形 養 護 学 校	県下一円	普 通	14
同 米 沢 養 護 学 校	米沢市、長井市、南陽市、高島町 川西町、小国町、白鷹町、飯豊町	普 通	14
同 ゆきわり養護学校	県下一円	普 通	若干名
同 鶴 岡 養 護 学 校	鶴岡市、庄内町、三川町	普 通	14
同 酒田特別支援学校	酒田市、遊佐町	普 通	14
同 新 庄 養 護 学 校	新庄市、金山町、最上町、舟形町 真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	普 通	14
同 村山特別支援学校	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町	普 通	11
同 楯岡特別支援学校	村山市、東根市、尾花沢市、大石田町	普 通	11
同 楯岡特別支援学校 大 江 校	寒河江市、河北町、西川町、朝日町 大江町	普 通	11
同 上山高等養護学校	山形市、米沢市、寒河江市、上山市 村山市、長井市、天童市、東根市 尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町 河北町、西川町、朝日町、大江町 大石田町、高島町、川西町、小国町 白鷹町、飯豊町	普 通	24
同 鶴岡高等養護学校	鶴岡市、酒田市、新庄市、金山町 最上町、舟形町、真室川町、大蔵村 鮭川村、戸沢村、庄内町、三川町、遊佐町	普 通	16

(注) 1 受入れ区域については、特に必要があると認められる場合は、上記によらないことがある。

4 山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立 山 辺 高 等 学 校	看 護	40

5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

学 校 名	受入れ区域	設置学科	入学定員
山形県立 山 形 盲 学 校	県下一円	理 療	若干名
同 山 形 聾 学 校	県下一円	商業技術	若干名
		生産技術	若干名